

【医療従事者個人用】

(別表1)医療従事者個人用として輸入された医薬品総品目の種別ごとの内訳

医療従事者個人用として輸入された医薬品83,914品目について、薬監証明申請様式「別紙第6号様式(商品説明書)」の「用途(効能又は効果)」の内容等をもとに、輸入(治療)目的ごとの集計を行った。

種別	品目数	割合	備考
合計	83,914	100%	
美容効果目的	20,601	24.6%	
内 ヒアルロン酸	2,341	2.8%	
内 ボツリヌス毒素	3,768	4.5%	
痩身効果	4,205	5.0%	ホスファチジルコリン、L-Carnitineなど
栄養素補充目的	3,148	3.8%	
内 アスコルビン酸	465	0.6%	
歯科治療目的	12,849	15.3%	
内 歯牙漂白剤	4,908	5.8%	
育毛効果目的	10,812	12.9%	
内 ミノキシジル	5,951	7.1%	
ガン治療目的	4,591	5.5%	
内 アバスチン	115	0.1%	
内 サリドマイド	16	0.0%	
ワクチン	2,970	3.5%	
内 不活化ポリオワクチン	30	0.0%	
皮膚麻酔	1,544	1.8%	
内 リドカイン	1,524	1.8%	
うつ・気分障害・不眠治療目的	1,501	1.8%	
内 メラトニン	727	0.9%	
特定疾病治療目的	994	1.2%	
アレルギー・免疫治療目的	4,069	4.8%	
眼科治療目的	1,629	1.9%	
医療機器	821	1.0%	
その他	8,218	9.8%	
獣医師による輸入品目	5,962	7.1%	

(注)

「美容効果目的」:美容外科、皮膚科等による顔面挫創治療、シミ・シワ・たるみの治療、豊胸手術、まつげ育毛等のための医薬品が含まれる。

「栄養素補充目的」:各疾病の治療に併せた栄養補充のためのビタミン剤等の医薬品(輸出国においてはサプリメントとして扱われているが、日本国内では医薬品として扱われているもの)が含まれる。

「特定疾病治療目的」:介護保険法施行令第2条に列記された疾病(ガンを除く。)の治療のための医薬品が含まれる。

「医療機器」:医薬品と共に申請された医療機器(注射針、注射器用フィルター等)が含まれる。